

## 国保制度が抱える3つの問題点

**国保加入者の平均年齢が高く、一人あたりの医療費が高い**

国保は、協会けんぽ等の被用者保険と比べ65～74歳の割合が30%以上高く、医療費がかかりやすい。  
(町は、平成28年度52.6%で県内トップ)

**国保加入者の平均所得が低く、保険税の負担が重い**

国保加入者は、非正規労働者や定年退職者等が多く、所得が低いため、所得に占める保険税の割合が高く、納付能力に限界がある。

**国保加入者数が少ない市町が多く、財政運営が不安定**

国保加入者が少ない市町は、医療費が高額になったときに、国保の財源だけでは支払いが難しい。

国保制度については、さまざまな問題点がありますが、主に次の3つが挙げられます。

### 国保制度の問題点

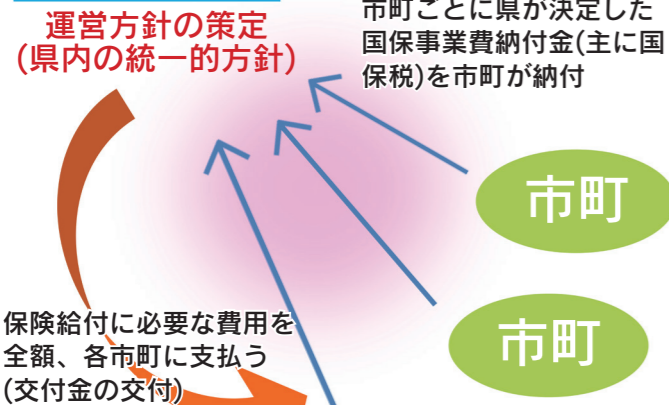
# 特集 平成30年度から 国民健康保険制度が 変わります

種類	加入資格
健保組合	会社員 ※事業内容によっては個人事業主で作る組合もあり、その場合は個人事業主も加入可能
協会けんぽ	
共済組合	公務員等
船員・自衛官	船員・自衛官
国民健康保険	上記のいずれにも加入していない方(生活保護受給者を除く)

医療保険制度は、病気やけがに備えて、加入者がお互いにお金を出し合い医療費に充てる制度です。自分が病気になるなくても、みんなで保険料を負担し、加入者全員の医療費を支え合う仕組みとなっています。医療保険は、大きく分けて「国民健康保険」と「被用者保険(協会けんぽ、健保組合等)」、「後期高齢者医療保険」があり、職業や年齢によって加入先が分かれます。国保は、被用者保険や後期高齢者医療保険、生活保護を受けている方以外の方が加入します。

### 国民健康保険(国保)とは

## 福井県

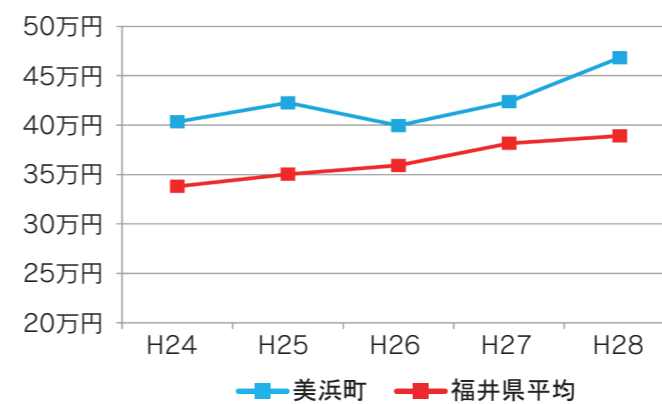


上記の問題点に対応するため、平成30年度から新しく国保制度が改正されることになりました。県が財政運営の責任主体となることで、安定した運営や効率的な事業を確保し、町は、各種申請や届出、国保税の徴収等の身近な業務を行います。今後、県は、策定した運営方針に基づき、市町ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金や

### 新しい国保制度について

標準保険税率を決定し、保険給付費に必要な費用を全額市町に交付します。これによって、市町国保の財政は従来と比べて大きく安定することになります。

表① 一人あたり医療費の推移

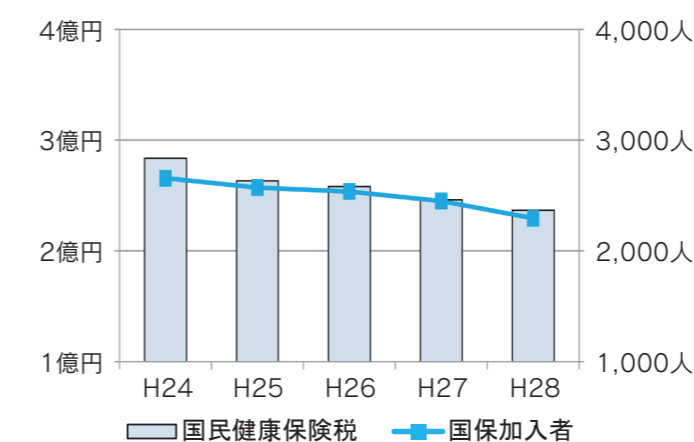


町の国保加入者の一人あたり医療費の推移は表①となり、平成28年度の金額は46万8,177円で、県内17市町で最も高くなっています(県平均38万9,157円)。一人あたり医療費が高い原因に、国保加入者が病院や薬局にかかる回数(受診率)が県内で最も高くなっていることが挙げられます。他に、男

### 町の現状

◎国保加入者一人あたり医療費は県内1位

表② 国保加入者数と国保税収納額の推移



女とも入院医療費が県内平均よりも高いこと、生活習慣病である高血圧性疾患や脳血管疾患が多いこと等があります。◎国保税収納額は減少傾向  
国保加入者数と国保税収納額の推移は表②となります。国保の加入者数は平成28年度末で2,294人、国保税収納額は約2億3,676万円となっており、加入者数の減少に伴い国保税収納額も減少しています。

### 県の主な役割

- ・財政運営の責任主体
- ・国保運営方針に基づき、事務の効率化や標準化、広域化を推進
- ・市町ごとの標準保険税率を算定・公表
- ・保険給付費等交付金の市町への支払

### 市町の主な役割

- ・国保事業費納付金を県に納付
- ・資格を管理(保険証等の交付)
- ・標準保険税率等を参考に保険税率を決定
- ・保険税の賦課・徴収
- ・保険給付の決定、支給



## 重複受診をやめましょう

重複受診とは、多くの病院を渡り受診することです。

病院を変えるたびに、検査や処置、投薬等をやりなおすため、医療費の無駄が発生するほか、度重なる検査や投薬が体に悪影響を与えることもあります。

## 定期的に健康診断を受けましょう

病気の早期発見・早期治療は、生活習慣病の予防・改善に欠かせません。

町では、特定健診・保健指導を行っているほか、国民健康保険事業として35歳以上の人に対する人間ドックの利用助成を行っています。

## 医療費節約に関する

### 4つのお願い

(国保医療費適正化検討部会の提言)

## かかりつけ医や かかりつけ薬局・薬剤師 を持ちましょう

かかりつけ医は、個人の体質や病歴等を把握しているため、大きな安心を与えてくれます。

特に、薬局もかかりつけを決めておくことで薬歴が分かるため、飲み合わせや重複処方を防いだり、服薬の指導や薬に関する相談もできます。

## ジェネリック医薬品 を利用しましょう

ジェネリック(後発)医薬品は、新薬の特許終了後に製造・販売された、新薬と同等の有効成分・効果を持つ薬剤のことです。

ジェネリック医薬品は新薬より安価ですが、利用には医師の処方箋が必要のため、まずは医師・薬剤師に相談してください。

## 高額療養費の多数回該当

これまでは、市町をまたぐ引越し等をする、高額療養費の該当回数がりセットされていました。平成30年度からは、県内の他市町に引越した場合に、引越し前と同じ世帯と認められる場合は、高額療養費の該当回数を引き継ぐことができます。

	制度改正後	県内での引越し	従来
4月	1回目		1回目
5月	2回目		2回目
6月	3回目		3回目
7月	4回目	県内での引越し	1回目
8月	5回目		2回目
9月	6回目		3回目
10月	7回目		4回目

※7月・8月の引越しは、7月の4回目から8月の5回目へ引越すことで、8月の5回目も7月の4回目として多数回該当となります。

制度改正で変わる点

国保の名称が「美浜町国民健康保険」から「福井県国民健康保険」に変わりますが、保険証の大きさは変わりません。平成31年度からは70歳以上の方に交付している「高齢受給者証」と保険証の一体化を予定しています。それに併せて、保険証の交付時期も統一する予定です。また、高額療養費の多数回該当の通算が、次のとおり可能となります。

制度改正で変わらない点

国保加入者の医療の受け方は変わりません。国保税もこれまでどおり町に納めていただくこととなります。また、各種申請や届出(国保の加入・脱退等)も、これまでどおり町で手続きを行います。特定健診・保健指導や人間ドック助成等の保健事業も、これまでどおり実施します。

町の取り組み

町では、国保財政の健全な運営のために、次の取り組みを実施しています。

- 毎年、加入者に希望調査票を送付し、特定健診・保健指導を実施
- 保険証更新時に国保制度の小冊子とジェネリック医薬品希望カード・シールを送付



- 国保加入者に、医療費通知を送付
- 医療機関等から町に請求される診療報酬の明細(レセプト)の点検を実施
- 国保加入者のデータを分析して、効果的な保健事業を実施することについて定めた計画(データヘルス計画)を策定するための医療費分析やアンケート調査の実施

○食生活をはじめとする町民の生活習慣を改善することを目的に、塩分摂取量チェックや料理講習会、健康教室等のげんげん(減塩・減量)運動を実施

### ◎国保医療費適正化検討部会

今年度は、国保医療費適正化検討部会で、町の国保医療費の上昇を抑えるために敦賀市立看護大学の茂庭教授をはじめ、町内医師や薬剤師等専門家から提言をいただきました。提言内容については次頁のとおりです。



↑国保医療費適正化検討部会

## 医療費の上昇を抑えるために

国保は、国保加入者の健康と生活を支える大切な制度で、国保税や国・県等の公費で運営されています。町の国保加入者一人あたりの医療費は、県内で最も高く、今後も医療費が増え続けると、国保税の負担が大きくなります。医療費の上昇を抑えるため、上記についてご協力をお願いします。

※お問い合わせ先

町住民環境課(担当・渡辺)

☎ 32-6703

### 住民環境課からのお知らせ

社会保険に加入された方は、14日以内に国保の脱退手続きをする必要があります。社会保険の保険証と国保の保険証、印鑑を持って町住民環境課で手続きをしてください。

高額療養費の支給該当になった方には、青色の申請書を送付しています。高額療養費の支給には時効があり、2年を過ぎると支給できませんので、忘れずに申請をお願いします。



# 福井しあわせ元気国体 2018 福井しあわせ元気大会 2018

第73回 国民体育大会 / 第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう 力と技と美しさ



## いよいよ福井国体！

2018年、いよいよ「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会の年になりました。

50年ぶりに開催される福井国体では、正式競技の2競技、デモンストレーションスポーツ(デモスポ)の1競技、障害者スポーツ大会オープン競技の1競技を本町で開催します。

### \* 福井しあわせ元気国体(正式競技・デモスポ)

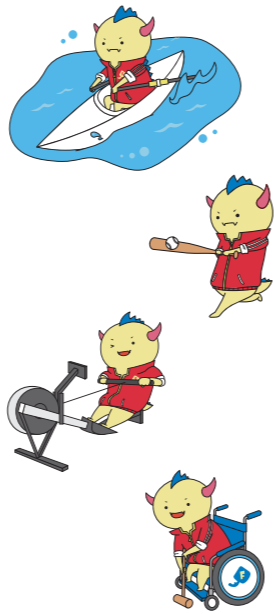
種類	競技	会期	会場
正式競技	ボート	9月30日(日) ～10月3日(水)	県立久々子湖漕艇場
正式競技	軟式野球	10月5日(金) ～10月8日(月)	総合運動公園野球場
デモスポ	ローイング エルゴメーター	8月5日(日)	総合運動公園体育館

### \* 福井しあわせ元気大会(オープン競技)

競技	会期	会場
ゲートボール	10月14日(日)	西郷健康ひろば屋内運動場

大会期間中は多くの選手や関係者が町を訪れます。競技の観戦や運営ボランティア、関連行事等に参加し、町民総参加で国体・障スポを盛り上げましょう！

運営ボランティアは、まだまだ募集中です。1日だけでも構いませんので、ぜひご協力をお願いします。



## 協賛のお願い

町では、全国各地から訪れる多くの選手や監督、一般観覧者等に対し、笑顔と心のこもったおもてなしと、円滑な大会運営を行うための準備を進めています。

現在、大会の成功に向けて協賛金や広報物品をご提供いただける企業・団体等を募集しています。

大会の趣旨をご理解いただき、皆様のご支援を賜りますようお願いいたします。協賛いただいた方については、氏名・団体名を刻んだ名板を町総合運動公園内の施設に掲示する予定です。

詳しくは、お問い合わせください。

### ■お問い合わせ先

町美浜創生戦略課 国体推進室内

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会美浜町実行委員会事務局(担当・今安)

☎ 32-6715 FAX 32-1115 国体 HP <http://2018kokutai-mihama.com/>

Facebook



# 平成30年度から 固定資産税の土地評価方法が一部変わります

固定資産税は、1月1日現在の固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者に対して課税される税金で、税額は、固定資産の価格(評価額)をもとに算定されています。土地と家屋の評価額は3年ごとに見直しを行っており、平成30年度は、評価替えの年度となります。今回の見直しでは、より土地評価の適正化を図るため、宅地の評価方法を次のとおり変更しました。

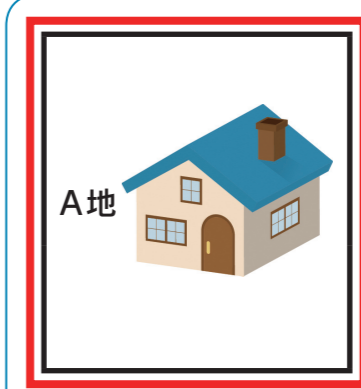
## 1 画地評価の導入

現行の宅地の評価は、一筆(※)ごとに行っていますが、画地評価では、一筆の宅地または隣接する二筆以上の宅地について、その形状、利用状況等から一体をなしていると認められる場合は、その全体を一つの土地(画地)とみなし評価を行います。

次の①～④に示す方法により行い、平成30年度からは、**赤枠**で囲んだ部分を一画地として評価を行います。

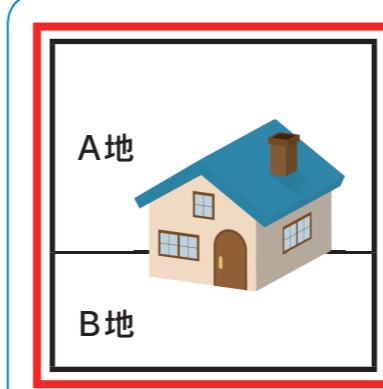
(※)土地登記簿上の単位で、通常、この単位ごとに地番が付けられます。

① 一筆の宅地に一棟または数棟の建物が存在する場合



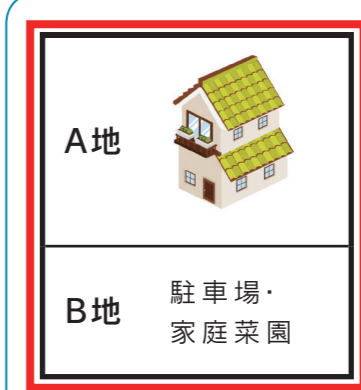
(A地を一画地として評価)

② 隣接する二筆以上の宅地にまたがり、一棟または数棟の建物が存在し、一体として利用されている場合



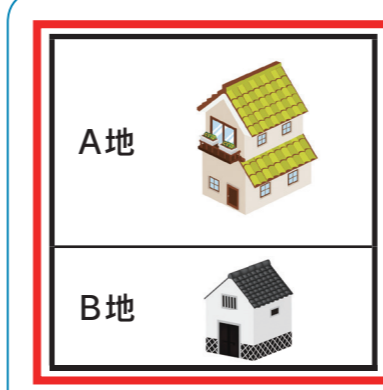
(A地+B地を一画地として評価)

③ 隣接する二筆以上の宅地について、一体として利用している場合



(A地+B地を一画地として評価)

④ 隣接する二筆以上の宅地について、それらの筆ごとに一棟または数棟の建物が存在し、土地を一体として利用している場合



(A地+B地を一画地として評価)

## 2 状況類似地区の細分化

状況類似地区とは、街路の状況や公共施設等の近接状況、家屋の疎密度、その他宅地の利用上の便等からみて、概ねその状況が類似している地区のことです。

現在、町では、町内を32地区に区分して、その地区ごとに評価額を決定しています。

しかし、近年、国道27号美浜東バイパス及び舞鶴若狭自動車道の開通や、産業団地・住宅団地の完成により、町内の土地利用状況が大きく変化しています。

そこで、平成30年度から状況類似地区を58地区に増やすことになりました。より細分化した状況類似地区の設定を進めることで、適正で公平な土地の評価が可能となります。

※お問い合わせ先

町税務課(担当・浅妻)

☎ 32-6702